

放課後等デイサービスの 利用について

令和5年7月10日(月)

①障害児通所支援

児童発達支援

医療型児童発達支援

保育所等訪問支援

放課後等デイサービス

未就学児が対象

小・中・高校に就学中の
児童が対象

②児童発達支援・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、知識・技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

★主な活動内容

- ①自立支援と日常生活の充実のための活動
- ②創作活動
- ③学習支援
- ④地域交流の機会の提供
- ⑤余暇の提供

★対象児童

療育の観点から、集団療育・個別療育を行う必要があると認められた障害児。

③サービス利用の必要が認められる要件

～以下のいずれかにあてはまる児童～

- ①障害者手帳（療育手帳ほか）を所持している。
- ②支援級に在籍している（在籍証明書の提出が必要）
- ③医師の診断書or意見書提出（療育の必要性が記載されているもの）

④申請からサービス利用までの流れ（障害児）

準備

- ・通所希望施設への見学及び受け入れ可否の確認依頼
- ・医療機関への受診と診断書・意見書作成依頼（必要な場合のみ）
- ・学校への支援級在籍証明書作成依頼（必要な場合のみ）



申請

- ・申請書類と計画案もしくはセルフプラン等、必要書類の記入・提出
- ・地区担当によるサービス利用意向の聴取（1時間程度）



聴取から決定まで約1～2週間

決定

支給決定から数日後、決定通知と受給者証が自宅に届く



通所希望施設と利用契約・サービス利用開始

⑤「児童発達支援」から「放課後等デイサービス」への切り替えについて

- ▶ 「児童発達支援」利用者宛に、サービス取消届出書提出の勧奨を2月中に実施
- ▶ 「放課後等デイサービス」の利用を希望する場合、地区担当に連絡の上、サービス事業者と利用日数等を調整。その後、申請書類等を提出。
 - ・障害児通所給付費等支給申請書
 - ・計画相談支援給付費申請書 or セルフプラン
 - ・主治医診断書または意見書（※障害者手帳所持者は提出不要）

※ 就学に合わせて無償化対象児童ではなくなるため、自己負担額が発生する可能性があります。

(参考) 令和4年度のスケジュール

- ▶ 令和5年1月27日 利用者宛てに申請書類を送付
- ▶ 令和5年2月24日 申請書類の提出期限

南高齢・障害者相談課へ書類が提出され次第、順次聞き取りを実施。